

○ 平成 28 年 4 月 20 日前終了事業年度分の場合

別表三(一)

「特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、別表二の「判定結果 18」において「特定同族会社」に該当する法人が、法第 67 条第 1 項（特定同族会社の特別税率）の規定により法人税を課される留保金額及び税額を計算する場合に使用します。

なお、当期の所得の計算に当たって、次に掲げるような益金不算入額又は損金算入額があるため、当期の所得の金額が 0 となる場合であっても、当期の留保金額について法第 67 条の規定による特定同族会社の特別税率が適用されることがあることに注意してください。

- ① 非適格合併による移転資産等の譲渡損失額（法 67③）
- ② 受取配当等の益金不算入額（令第 139 条の 9（他の連結法人から受ける配当等の額）の配当等の額に係る金額を除きます。）（法 67③）
- ③ 外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（法 67③）
- ④ 受贈益の益金不算入額（法 67③）
- ⑤ 法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除きます。）の益金不算入額及び益金不算入附帯税（利子税を除きます。）の受取額（法 67③）
- ⑥ 繰越欠損金又は災害損失金の損金算入額（法 67③）
- ⑦ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額（法 67③）
- ⑧ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（措置法 59⑤）
- ⑨ 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額（措置法 59 の 2 ⑥）
- ⑩ 沖縄の認定法人の所得の特別控除額（措置法 60⑥）
- ⑪ 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得の金額の損金算入額（措置法 61⑥）
- ⑫ 収用換地等の場合の所得の特別控除額（措置法 65 の 2 ⑨）
- ⑬ 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除額（措置法 65 の 3 ⑦、65 の 4 ④、65 の 5 ③、65 の 5 の 2 ⑤）
- ⑭ 超過利子額の損金算入額（措置法令 39 の 13 の 3 ⑥）
- ⑮ 特定外国子会社等又は特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（措置法 66 の 8 ⑩、⑪、66 の 9 の 4 ⑬、⑭）
- ⑯ 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除額（措置法 67 の 3 ⑦）
- ⑰ 租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例により減額される所得の金額のうち、相手国の居住者に支払われない金額（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 7 ③）

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「留保所得金額(別表四「47 の②」+連結法人間配当等の当期支払額ー連結法人間配当等の当期受取額) 1」	別表四「47 の②」の金額に、配当等の支払に係る基準日（その定めがない場合には、その支払に係る効力が生ずる日。以下同じです。）にその法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当期に支払う令第 139 条の 8 第 1 項（留保金額から控除する金額等）に規定する配当等の額（適格現物分配に係るものを含みます。）を加算し、その支払に係る基準日にその法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当期に受け取る同項に規定する配当等の額を減算した金額を記載します。 なお、法第 62 条の 5 第 4 項（適格現物分配に係る益金不算入額）の規定の適用がある場合には、別表四「17」の金額をこの欄の上段に内書として記載します。	この場合には、「8」の記載に当たっては、その内書として記載した金額を「1」の金額から減算して計算します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期末配当等の額 3」	剰余金の配当若しくは利益の配当（その支払に係る基準日が当期に属するものでその支払に係る決議の日が当該事業年度終了の日の翌日から当期に係る決算の確定の日までの期間にあるものに限る、当該基準日に当該法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に支払うものを除きます。）又は金銭の分配（投資信託及び投資法人に関する法律第 137 条（金銭の分配）の金銭の分配をいい、その支払に係る基準日が当期に属するものに限ります。）により減少する法第 2 条第 18 号（定義）に規定する利益積立金額を記載します。	
「法人税額及び地方法人税額 4」	別表一（一）の「4」＋「5」＋「7」＋「10 の外書」－「11」－「18」＋「35」－「38」－「39」により計算した金額を記載します。	左記において、別表一（一）の「4」＋「5」＋「7」＋「10 の外書」－「11」－「18」により計算した金額がマイナスになる場合には、その金額を 0 とし、別表一（一）の「35」－「38」－「39」により計算した金額がマイナスとなる場合には、その金額を 0 として計算した金額を記載します。
「住民税額の計算の基礎となる法人税額」の各欄	別表一（一）「5」の金額から、平成 28 年改正前の措置法（以下「平成 28 年旧措置法」といいます。）第 42 条の 10 第 5 項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用がある場合には同項の規定の適用を受ける金額を、平成 28 年旧措置法第 42 条の 11 第 5 項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用がある場合には同項の規定の適用を受ける金額を、平成 27 年改正前の措置法（以下「平成 27 年旧措置法」といいます。）第 42 条の 4 第 11 項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（平成 27 年改正前の平成 25 年改正法附則第 63 条（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成 25 年改正前の措置法（以下「平成 25 年旧措置法」といいます。）第 42 条の 4 の 2 第 7 項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用がある場合には平成 27 年旧措置法第 68 条の 9 第 1 項から第 3 項まで（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）、平成 27 年旧措置法第 68 条の 9 の 2 第 1 項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成 27 年旧措置法第 68 条の 9 第 1 項から第 3 項まで又は平成 25 年旧措置法第 68 条の 9 の 2 第 1 項若しくは第 2 項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成 25 年旧措置法第 68 条の 9 第 1 項から第 3 項まで（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定に係る部分の金額を、それぞれ控除して計算した金額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「住民税額 7」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 措置法第42条の4第2項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に規定する中小企業者に該当する法人である場合 (5)又は(6) $\times 16.3\%$ (2) その他の法人である場合 (5)又は(6) $\times 16.3\%$	
「適格合併等により増加した利益積立金額 12」	適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により増加した利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により増加した利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した利益積立金額 13」	適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少した利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により減少した利益積立金額を記載します。	
「積立金基準額 15」	この金額がマイナスとなる場合には、0 と記載します。 なお、「期末利益積立金額 14」の金額がマイナス (Δ) である場合には、「同上の 25%相当額 10」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。	例えば、「10」の金額が 25,000,000 円、「14」の金額が $\Delta 5,000,000$ 円である場合には、25,000,000 円と 5,000,000 円との合計額 30,000,000 円を「15」に記載します。
「定額基準額 2,000 万円 $\times \frac{1}{12}$ 16」	「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。）（別表四「19」及び益金不算入附帯税（利子税を除く。）の受取額 22」	別表四の「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等 19」の金額並びに法第 26 条第 4 項《還付金等の益金不算入》に規定する附帯税（利子税を除きます。）の負担額として内国法人（連結親法人）が受け取る金額及び同条第 5 項に規定する他の内国法人（連結法人）が附帯税（利子税を除きます。）の負担額の減少額として受け取る金額の合計額を記載します。	法第 26 条第 4 項に規定する法人税の負担額及び地方法人税の負担額として内国法人（連結親法人）に帰せられる金額並びに同条第 5 項に規定する法人税の減少額及び地方法人税の減少額として他の内国法人（連結法人）に帰せられる金額は、含まれません。
「課税留保金額」の「38」及び「39」	「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「年 3,000 万円相当額を超え年 1 億円相当額以下の金額（ $((37) - (38))$ 又は $(1 \text{ 億円} \times \frac{1}{12} - (38))$ のいずれか少ない金額) 39」	「課税留保金額 37」の金額が年 3,000 万円相当額を超える場合に、年 3,000 万円相当額を超え年 1 億円相当額以下の金額を記載します。 この場合、その金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「課税留保金額 37」で切り捨てた 1,000 円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	

3 根拠条文

法 67、令 139 の 7～140